

秋田県建築物エネルギー消費性能適合性判定等手数料徴収条例に  
規定する「知事が認める者が証する書類」について

建 一 4 1 0  
令和 4 年 1 0 月 1 日  
秋田県建設部建築住宅課

秋田県建築物エネルギー消費性能適合性判定等手数料徴収条例（平成28年秋田県条例第35号。以下「条例」という。）に規定する「知事が認める者が証する書類」（以下「適合証」という。）は次のとおりとする。

- 1 条例第2条第1項第3号及び第4号並びに別表第3備考前段及び別表第4備考前段に係る適合証は、次のいずれかのものとする。
  - (1) 非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分にあつては建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関、一戸建て住宅、共同住宅等又は複合建築物の住宅部分にあつては住宅の品質の確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関による技術的審査適合証。
  - (2) 住宅品質確保法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）に基づく断熱等性能等級5以上及び一次エネルギー消費量等級6以上（法施行の際現に存する建築物の住宅部分については一次エネルギー消費量等級5以上）に適合している場合に限る。）の写し。
- 2 条例第2条第1項第5号並びに別表第3備考後段、別表第4備考後段及び別表第5に係る適合証は、次のいずれかのものとする。
  - (1) 1(1)に掲げる技術的審査適合証の写し。
  - (2) 法第12条第6項に規定する適合判定通知書の写し及び建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証の写し（建築基準法第18条第18項に規定する検査済証の写しを含む）。
  - (3) 法第35条第1項に基づく認定に係る建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第25条第2項の通知書の写し及び建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証の写し（建築基準法第18条第18項に規定する検査済証の写しを含む）。
  - (4) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項に基づく認定に係る都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国

土交通省令第86号) 第43条第2項の通知書の写し及び建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証の写し(建築基準法第18条第18項に規定する検査済証の写しを含む)。

- (5) 住宅品質確保法第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書(日本住宅性能表示基準に基づく断熱等性能等級4以上及び一次エネルギー消費量等級4以上(法施行の際現に存する建築物の住宅部分については一次エネルギー消費量等級3以上)に適合している場合に限る。)の写し。

平成28年4月1日付け建一1277の通知による取り扱いは廃止する。